

保育園入園案内(6月入園分)

入所申し込み書や案内は随時子育て支援課で配布しています。

受付期間

3月1日(金)～8日(金)の午前9時～午後5時(土曜日、日曜日を除く)

※ 上記期間を過ぎても申し込みはできますが、優先順位が下がります。

受付場所 子育て支援課(10番窓口)

申し込み方法

子育て支援課で配布する入所申込書に必要事項を記入し、必要書類と併せて提出してください。

※ 詳しい入所基準は案内を確認してください。

※ 提出書類に不備や不足がある場合、受け付けできません。

その他

▽年少クラス以上については、自由契約児も受け付けています。

▽4・5月の入園受け付けも随時行っています。希望月の前月10日(10日が休みの場合は直前の開庁日)までに必要書類を提出してください。

▽4月入園分のみ求職活動中の入園基準が異なります。

申し込み・問い合わせ先 子育て支援課幼児保育係 ☎(48)1111(内1123・1124)

就学困難な児童・生徒への援助制度

子どもを小・中学校へ就学させるのに経済的理由で困っている保護者に、学用品費や学校給食費などの就学援助を行っています。

対象者 阿久比町立小・中学校に在学または入学を予定している児童・生徒の保護者で、「要保護」「準要保護」に該当する方

●「要保護」は生活保護世帯の方

●「準要保護」は次のいずれかに該当する方

▽生活保護が停止または廃止された方

▽児童扶養手当が支給された方

▽町民税が非課税または減免された方

▽生活福祉資金の貸付けを受けた方

▽個人事業税または固定資産税が減免された方

▽その他、経済的な理由でお困りの方で、教育委員会が援助を必要と認めた方

▽国民健康保険税が減免された方

▽国民年金保険料が免除された方

就学援助の内容

項目	援助対象	支給内容
学用品費など	準要保護に該当する方	学用品費、通学用品費
新入学児童生徒学用品費	小学1年生の児童または中学1年生の生徒がいる準要保護に該当する方	小・中学校に入学する児童・生徒が通常必要とする学用品費、通学用品費の購入費
修学旅行費	小学6年生の児童または中学3年生の生徒がいる要保護・準要保護に該当する方	児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代など
学校給食費	準要保護に該当する方	保護者が学校に支払う給食費の全額
医療費	準要保護に該当する方	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病(学校病)における自己負担額
校外活動費	小学5年生の児童または中学2年生の生徒がいる準要保護に該当する方	校外活動費(宿泊を伴う野外活動・キャンプ)に参加するため直接必要な費用

※ 令和6年度に小・中学校へ入学予定の児童・生徒の保護者の方で、入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を希望する方は2月末までに申請してください。なお、この期限を過ぎても4月30日までに申請し、認定された場合は5月に支給します。(5月以降の申請については支給されません)

問い合わせ先 学校教育課学校教育係 ☎(48)1111(内1230・1231)

